

戦後改革期における生活改善普及事業と婦人会

一島根県を事例に—

鳥取大学大学院・中間由紀子

島根大学・内田和義

生活改善普及事業は、戦後改革期における民主化政策の一環として開始された。当事業は「生活改善実行グループ活動を通じて、農村において家族生活や地域生活による影響をもたらし」、農村女性の「生活に希望」をもたらしたとされている（註1）。

生活改善普及事業に関する研究は、生活改良普及員及び生活改善実行グループの活動に関するものが中心である。これに対し市田知子は、事業の主管であった農林省の「生活改善に対する理念」を考察している（註2）。市田は、農林省の理念は、「合理性」、「農家婦人の地位向上」、「農村民主化」という言葉に象徴されるとした。さらに、市田は農林省の理念が地方自治体でどのように受容され、実践されたのかについて山口県を事例に考察している（註3）。同県では、農林省の理念に沿った事業が行われた。それを端的に示すのがグループの育成方針である。生活改善実行グループは、婦人会などの既成の組織に頼らず、有志によって自主的に結成されなければならないとされた。この方針に沿ってグループ結成が行われた場合、グループと婦人会の間に深刻な対立や軋轢が生じる場合があった。ただし、なぜ対立が生じたのか、その原因について市田は言及していない。

そこで拙稿（註4）では、鳥取県を事例に、グループ結成の経緯、婦人会との関係、婦人会との対立の様相及びその原因について考察した。鳥取県は、山口県と同様に農林省の理念に沿って事業を展開した県である。農林省の理念に沿ってグループ結成が図られた結果、グループと婦人会との間に対立が生じる場合があった。対立の原因是、編成原理に起因する両組織の性格の違いによるものではないかと結論づけた。しかし、我々の予備調査によると、隣県の島根県ではそのような軋轢や対立が生じることはなかった。婦人会が生活改善実行グループとして活動していたためである（註5）。

本報告では、島根県を事例に、同県の事業理念の特徴および婦人会に対する認識について考察する。それを踏まえて、生活改善普及事業における婦人会の役割や活動内容について明らかにすることとした。

註1. 天野寛子『戦後日本の女性農業者の地位—男女平等の生活文化の創造へ—』ドメス出版、2001年。

註2. 市田知子「生活改善普及事業の理念と展開」『農業総合研究』49(2), 1995年。

註3. 市田知子「戦後改革期と農村女性—山口県における生活改善普及事業の展開を手懸りに—」8(2), 2001年。

註4. 学会誌に投稿中。

註5. 元島根県生活改良普及員福間久美野氏、清水コユミ氏からの聞き取り。